

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する  
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	------------------	-----	--

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・			
		試験研究費の 総額に係るもの	特別試験研究費の に係るもの	試験研究費の 総額に係るもの	特別試験研究費の に係るもの		
		①	②	①	②		
加 入 等 及 び 離 脱 等 以 外 の 連 結 法 人	前期繰越額	1	円	円	円	円	
	当期控除額	2					
	前期繰越額	3					
	当期控除額	4					
	前期繰越額	5					
	当期控除額	6					
	前期繰越額	7					
	当期控除額	8					
	前期繰越額	9					
	当期控除額	10					
	前期繰越額	11					
	当期控除額	12					
	前期繰越額	13					
	当期控除額	14					
	小 計	前期繰越額	15				
		当期控除額	16				
加 入 等 を し た 連 結 法 人	事業年度又は 連結事業年度	17	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
	前期繰越額	18	円	円	円	円	
	当期控除額	19					
	事業年度又は 連結事業年度	20	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
	前期繰越額	21	円	円	円	円	
	当期控除額	22					
小 計	前期繰越額	23					
	当期控除額	24					
合 計	前期繰越額 (15)+(23)	25		④	⑤	⑥	
	当期控除額 (16)+(24)	26					
	(25)の累積額	27	③	③+④	③+④+⑤	③+④+⑤+⑥	
離脱等をした連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細							
連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・			
		試験研究費の 総額に係るもの	特別試験研究費の に係るもの	試験研究費の 総額に係るもの	特別試験研究費の に係るもの		
	前期繰越額	28	円	円	円	円	
	前期繰越額	29					
合 計	前期繰越額	30					

別表六の二(三)付表三 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表六の二（三） 付表三の記載の仕方

この明細書は、連結法人が平成27年改正前の措置  
法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過  
額に係る法人税額の特別控除）（同法第68条の9の  
2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特

別控除の特例）の規定により読み替えて適用する  
場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記  
載します。